

2017年6月2日

民進党 階 猛

1. 会社などビジネスで利益を得る目的の団体やその中に存在するプロジェクトチームのような組織が「別表第三に掲げる罪を実行する目的」をも有している場合、組織的犯罪集団にあたりうるのではないか（法務大臣）
2. 上記の団体や組織が節税対策を計画したが、助言を求めた顧問税理士から脱税の罪（別表第三、第四に該当）にあたると指摘されて計画を断念した場合、助言を求めた時点で共謀罪が成立しうるのであって、いったん成立すればその後計画を断念しても罪は免れないのではないか（政府参考人、法務大臣）
3. 1の団体や組織が節税対策を計画したが、助言を求めた顧問税理士からも適法と言われたので税務申告書の案を作成した。しかし、念のため税法に詳しい弁護士に相談したところ脱税の罪（別表第三、第四に該当）にあたると指摘されて計画を断念した。この場合、税務申告書の案を作成した時点で顧問税理士を含めて共謀罪が成立しうるのであって、いったん成立すればその後計画を断念しても罪は免れないのではないか（政府参考人、法務大臣）
4. 「二人以上で計画」と「共謀」の違い（法務大臣）
5. 「共謀＋実行準備行為」を構成要件とする共謀罪の方が、同じく組織的犯罪たる「共謀＋予備行為」から成る予備罪の共謀共同正犯より罪が重くなる場合がある理由（法務大臣）
6. 組織的犯罪たる「共謀＋予備行為」から成る予備罪の共謀共同正犯については、①未遂又は既遂とは別個の犯罪であり、②共謀は合意にあたり、③予備行為は推進行為とにあたると解せるから、T O C条約5条1項（a）（i）の要件を満たすのではないか（政府参考人、法務大臣）
7. 従来からある共謀罪および陰謀罪と予備罪および準備罪の共謀共同正犯がT O C条約5条1項（a）（i）の要件を満たすとすれば、約70個の条約で求められる犯罪がすでに存在する。これは他の条約加盟国と比較しても決して少ないものではなく、新たに277個の共謀罪を設ける必要はないのではないか（法務大臣）

8. 実行準備行為前でも任意捜査はできるが強制捜査はできないとする法的根拠（法務大臣）
9. 通信傍受法別表第一または第二に掲げられている罪のうち、「テロ等準備罪」の対象犯罪となっているものはいくつあるか（政府参考人）
10. 上記の罪のうちテロ関連の犯罪はいくつあるか（政府参考人）
11. 9. の罪にかかる「テロ等準備罪」はすべて長期2年以上であるから、通信傍受法3条1項3号により通信傍受の対象となるのではないか（政府参考人、法務大臣）

以 上

資料は追って提出